



# 熊本県公報

号外 第 7 9 号

平成 28 年 12 月 26 日 (月)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 登 載 依 頼

- 熊本県育英資金貸与基金条例附則第 2 項の知事が定める者…… (高校教育課) 1

### 登 載 依 頼

#### 熊本県教育委員会告示第 2 3 号

熊本県育英資金貸与基金条例 (昭和 4 7 年熊本県条例第 2 7 号) 附則第 2 項の知事が定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、平成 2 8 年 1 2 月 2 6 日から施行する。  
平成 2 8 年 1 2 月 2 6 日

熊本県教育長 宮尾 千加子

- (1) 平成 2 8 年熊本地震 (以下「熊本地震」という。) によるその者と生計を一にする者の住家の被害について、災害対策基本法 (昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号) 第 9 0 条の 2 第 1 項の規定による罹災証明書 (証明内容が全壊、大規模半壊又は半壊である場合に限り) の交付を受けた者が属する世帯又は熊本地震による被害により被災者生活再建支援法 (平成 1 0 年法律第 6 6 号) 第 2 条第 2 号に規定する被災世帯 (同号ハに掲げる世帯に限る。) と認定された世帯に属する者であつて、当該世帯の所得の状況を勘案して教育委員会が育英資金の返還が困難であると認める者であること。
- (2) 熊本地震発生時にその者が属する世帯の生計を主として維持していた者が、熊本地震により死亡した者として認められたこと又は熊本地震により精神又は身体に著しい障害を受け、身体障害者手帳 1 級若しくは 2 級、療育手帳 (A 判定に限る。) 又は精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けたこと。
- (3) その者が属する世帯の生計を主として維持する者が熊本地震を起因とする事情により失業し、又は収入が減少したることにより、当該世帯の所得の状況を勘案して教育委員会が育英資金の返還が困難であると認める者であること。